

■労働者に占める女性労働者の割合（令和4年度）

区分	正職員	準職員	合計
男性	191人	185人	376人
女性	312人	536人	848人
合計	503人	721人	1224人
女性労働者の割合	62%	74%	69%

- ・令和4年4月1日時点
- ・正職員：市区社協事務局正職員、児童館正職員、介護保険事業正職員、老人福祉センター正職員
- ・準職員：契約職員、臨時職員他

■男女の賃金の差異（令和4年度）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.0%
正職員	89.5%
準職員	113.8%

- ・対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- ・正職員：市区社協事務局正職員、児童館正職員、介護保険事業正職員、老人福祉センター正職員
- ・準職員：契約職員、臨時職員他
- ・賃金：通勤手当を含む

この結果は、近年の新規採用者の女性の比率が高いこと、育児休業する職員の女性の比率が高いことのほか、管理職の女性の比率が低いことから生じています。

本会としては、女性正規職員に存分に能力を発揮してもらうことで、中長期的に女性管理職の比率を高め、この賃金比率を是正していかなければならないと考えています。